

平成27年度中小企業庁委託事業

# 下請かけこみ寺活用事例集

平成28年3月

公益財団法人全国中小企業取引振興協会

# 下請かけこみ寺本部

## 目次

【ご利用にあたっての注意事項】	1
-----------------	---

### 1. 無料相談活用事例

事例 1	代金未払 (売買取引)	2
事例 2	代金未払 (売買取引)	2
事例 3	代金未払 (売買取引)	3
事例 4	代金未払 (製造委託)	3
事例 5	代金未払 (製造委託)	4
事例 6	代金未払 (製造委託)	4
事例 7	代金未払 (製造委託)	5
事例 8	代金未払 (試作品)	5
事例 9	代金未払 (修理委託)	6
事例 10	代金未払 (情報成果物作成委託)	6
事例 11	代金未払 (情報成果物作成委託)	7
事例 12	代金未払 (情報成果物作成委託)	7
事例 13	代金未払 (情報成果物作成委託)	8
事例 14	代金未払 (情報成果物作成委託)	8
事例 15	代金未払 (情報成果物作成委託)	9
事例 16	代金未払 (情報成果物作成委託)	9
事例 17	代金未払 (役務提供委託・運送)	10
事例 18	代金未払 (在宅での業務請負)	10
事例 19	代金未払 (建設工事)	11
事例 20	代金未払 (建設工事)	11
事例 21	代金未払 (建設工事)	12
事例 22	代金未払 (建設工事)	12
事例 23	代金未払 (建設工事)	13
事例 24	代金未払 (建設工事)	13
事例 25	代金未払 (建設工事)	14
事例 26	代金未払 (建設工事)	14

事例 2 7	代金未払 (建設工事) . . . . .	1 5
事例 2 8	代金未払 (建設工事) . . . . .	1 5
事例 2 9	代金未払 (建設追加工事) . . . . .	1 6
事例 3 0	代金未払 (建設追加工事) . . . . .	1 6
事例 3 1	代金未払 (リフォーム工事) . . . . .	1 7
事例 3 2	損害賠償 . . . . .	1 7
事例 3 3	損害賠償 . . . . .	1 8
事例 3 4	損害賠償 . . . . .	1 8
事例 3 5	損害賠償 . . . . .	1 9
事例 3 6	損害賠償 . . . . .	1 9
事例 3 7	損害賠償 . . . . .	2 0
事例 3 8	損害賠償 . . . . .	2 0
事例 3 9	代金減額 (製造委託) . . . . .	2 1
事例 4 0	代金減額 (情報成果物作成委託) . . . . .	2 1
事例 4 1	代金減額 (役務提供委託・運送) . . . . .	2 2
事例 4 2	代金減額 (役務提供委託・運送) . . . . .	2 2
事例 4 3	代金減額 (建設工事) . . . . .	2 3
事例 4 4	取引中止 (売買取引) . . . . .	2 3
事例 4 5	取引中止 (製造委託) . . . . .	2 4
事例 4 6	単価引き下げ (製造委託) . . . . .	2 4
事例 4 7	単価引き下げ (役務提供委託・運送) . . . . .	2 5
事例 4 8	価格据え置き (売買取引) . . . . .	2 5
事例 4 9	単価見直し (製造委託) . . . . .	2 6
事例 5 0	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	2 6
事例 5 1	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	2 7
事例 5 2	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	2 7
事例 5 3	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	2 8
事例 5 4	やり直し (製造委託) . . . . .	2 8
事例 5 5	受領拒否 (製造委託) . . . . .	2 9
事例 5 6	受領拒否 (製造委託) . . . . .	2 9
事例 5 7	受領拒否 (製造委託) . . . . .	3 0
事例 5 8	返品 (製造委託) . . . . .	3 0
事例 5 9	在庫引き取り (製造委託) . . . . .	3 1

事例 6 0	納品後の代金の決定（製造委託）	3 1
事例 6 1	現金払から手形払への変更	3 2
事例 6 2	現金払から手形払への変更（製造委託）	3 2
事例 6 3	現金払から手形払への変更（建設工事）	3 3
事例 6 4	消滅時効	3 3
事例 6 5	その他（売買）	3 4

## 2. 消費税相談事例

事例 1	転嫁拒否（減額）のおそれ	3 5
事例 2	転嫁拒否（減額）のおそれ	3 5
事例 3	転嫁拒否（減額）のおそれ	3 6
事例 4	転嫁拒否（買ったたき）のおそれ	3 6
事例 5	転嫁拒否（買ったたき）のおそれ	3 7
事例 6	転嫁拒否（買ったたき）のおそれ	3 7
事例 7	転嫁拒否の有無	3 8
事例 8	転嫁拒否（本体価格での交渉の拒否）のおそれ	3 8
事例 9	価格の表示	3 9
事例 1 0	消費税率の経過措置	3 9

## 3. 原材料・エネルギーコスト増に関する相談事例

事例 1	コストダウン要請（製造委託）	4 0
事例 2	価格交渉（製造委託）	4 0
事例 3	単価引上げ要求（製造委託）	4 1

## 4. 移動弁護士無料相談活用事例

事例 1	代金未払（売買取引）	4 2
事例 2	代金未払（製造委託）	4 2
事例 3	代金未払（建設工事）	4 3

## 5. ADR活用事例

事例 1	代金未払（製造委託）	4 4
事例 2	代金未払（製造委託）	4 4

事例 3	代金未払 (情報成果物作成委託) . . . . .	4 5
事例 4	代金未払 (情報成果物作成委託) . . . . .	4 5
事例 5	代金未払 (建設工事) . . . . .	4 6
事例 6	代金未払 (建設工事) . . . . .	4 6
事例 7	代金未払 (建設工事) . . . . .	4 7
事例 8	代金未払 (建設工事) . . . . .	4 7
事例 9	代金未払 (建設工事) . . . . .	4 8
事例 1 0	損害賠償 (製造委託) . . . . .	4 8
事例 1 1	損害賠償 (製造委託) . . . . .	4 9
事例 1 2	損害賠償 (製造委託) . . . . .	4 9
事例 1 3	損害賠償 (役務提供委託) . . . . .	5 0
事例 1 4	損害賠償 (製造委託) . . . . .	5 0
事例 1 5	代金減額 (建設工事) . . . . .	5 1
事例 1 6	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	5 1
事例 1 7	在庫品の引き取り (製造委託) . . . . .	5 2
事例 1 8	契約解除 (製造委託) . . . . .	5 2

6. 感謝の声 . . . . .	5 3
-------------------	-----

7. 下請かけこみ寺一覧 . . . . .	6 2
------------------------	-----

## 【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、下請かけこみ寺の相談事業や調停（ADR）事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等に下請かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成に当たっては、下請かけこみ寺に相談があった事例や調停（ADR）申立があった事例を参考にしつつ、
  - ①相談活用事例については、分かりやすく作成しました。
  - ②ADR 活用事例については、想定される争点と解決例を示したものです。また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例や調停（ADR）申立事例と異なるものであることにご留意願います。  
なお、相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）等に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺や法律の専門家にご相談するようにしてください。
4. 下請かけこみ寺では、中小企業の皆様方の債権回収代行はできませんが、債権回収や疑問点解決のための助言はさせていただいておりますので、遠慮なく相談してください。  
なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

今回の公表に当たり、前年度に公表した内容に関しても、より理解しやすくするため、内容の一部を改訂しました。

## 1. 無料相談活用事例

### 事例1 代金未払（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、B社と売買取引していた。代金の支払時期がとっくに過ぎているのにB社は、しばらく待ってほしいと言うばかりで、代金を支払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

支払期限を明記した「督促状」を配達証明付きで郵送してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社へ配達証明付きで「督促状」を郵送したところ、その後、代金を支払ってくれた。

### 事例2 代金未払（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、B社と長年にわたり売買取引してきたため、多少支払いの遅れがあっても、いままでは請求どおり支払ってくれた。しかし、今回は、何度も催促したが支払いがない。

#### 《助言と解決例》

B社を訪問し、支払いがない理由を確認した上で、今後の「支払計画」について話し合ってみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社を訪問し交渉したところ、資金繰りの関係で払えなかったことがわかり、その後、代金を支払ってくれた。

### 事例3 代金未払（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、B社と繊維製品の売買取引を行ったが、B社は資金繰りがつかないとして、売掛金の一部しか払ってくれず、連絡がなかなかつかない。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、本当に資金繰りがつかないかどうかは、わからないのだから、こちら側の強い請求の意思を示すために、ねばり強く交渉を続けてみてはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社へ連絡を取り続け、ねばり強く交渉したところ、残りの代金が支払われた。

### 事例4 代金未払（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から食品製造を受託した。代金を払ってくれず、また、B社の原料を保管しているが、その費用も払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

代金等について「返済計画」を示し債務承認を得るよう交渉してはどうか。さらに、B社の対応を見つつ「支払督促」を考慮してみるのも一つの方法と思われると助言した。

A社は、助言を踏まえB社に「返済計画」を示し債務承認を求め、場合によっては、「支払督促」で対応すると説明したところ、「返済計画」どおりの支払いがあった。



## 事例5 代金未払（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から展示用の装置製作を受託した。納品後、代金の一部は入金されたが、担当者が辞めてしまい取引状況がわからないという理由で、残りの代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

B社のコンプライアンス部門に、取引状況がわかり易いような資料をそえて、「文書」で事情を説明してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社に取引状況を示す資料をそえて、「文書」を送付したところ、B社から連絡があり、残りの代金の支払いがあった。

## 事例6 代金未払（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社からプレス加工を受託した。納品したが、代金は払うと言うものの、支払日が過ぎても払ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、支払の時期などもっと具体的にB社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、支払うとのことで話し合いがついた。

## 事例7 代金未払（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から自動車部品の製造を受託した。支払条件は、毎月末日納品締切・翌々月20日払いである。下請代金法上問題ではないか。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、納品の時期によっては、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（下請代金の支払については、下請事業者の給付の受領後60日以内に支払わなければならない。例えば、1か月締切制度を採用している場合は、30日（1か月）以内に支払わなければならない。）のおそれがあることを踏まえ、B社と支払条件の変更について話し合っただけで助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、毎月末日納品締切・翌々月末日払いに改善され、過去の支払い分についても遅延利息を付して代金が支払われた。

## 事例8 代金未払（試作品）

### 《相談内容》

A社は、B社から口頭で試作品の製作を依頼され、納品したが、試作品の出来上がりに不満だという理由で、代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、試作品製作に要した費用を「配達証明付き内容証明郵便」で請求しつつ、どこが不満なのかを具体的に確認するなどして、B社の出方をみてはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえ「配達証明付き内容証明郵便」で請求した上で、B社とねばり強く交渉を続けたところ、代金を払ってくれた。

## 事例 9 代金未払（修理委託）

### 《相談内容》

A社は、B社が取引先から請け負った機械の修理作業を受託した。修理作業を終えて修理代金を請求したが、取引先からの入金が遅れていることを理由に、代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（修理委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（取引先からの入金が遅れているかどうかにかかわらず、親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金を払ってくれた。

## 事例 10 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から情報誌の制作を請け負った。収入が見込みを下回るので契約を解除したいと一方的に通告された。すでに制作の大半ができていたが、代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、いままで制作してきた分について、「配達証明付き内容証明郵便」で請求してはどうかと助言された。

A社は、「配達証明付き内容証明郵便」で請求したところ、B社から連絡があり、話し合いの結果、代金の支払いがあった。

## 事例 1 1 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

個人事業者であるAは、B社から情報成果物の作成を請け負った。請負代金の一部しか入金がなく、残りの代金支払いを求めて電話すると、来月には払うと言うものの支払いがない。最近は電話に出てくれないしメールしても返答がない。

### 《助言と解決例》

電話やメールの催促でがちが明かない場合は、相手方を訪問して請求を行い、支払の約束が得られたら一筆を書いてもらうようにしてはどうか。どのような一筆がいいかは、事前に、弁護士無料相談でアドバイスを受けるのが適切ですと助言した。

Aは、助言を踏まえB社を訪ね、何度もねばり強く催促したところ、残りの代金が支払われた。

## 事例 1 2 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

A社は、ミニコミ誌の記事の作成をB社から請け負った。A社の記事作成が終わったころ、B社から採算が取れなくなったので取り止めになると一方的に通告してきた。B社は、かかった費用は払わないと言っている。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、「B社の一方的な取り止めは認められない」と助言された。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

### 事例 1 3 代金未払（情報成果物作成委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から口頭で建物調査を請け負った。調査を終え報告書を提出したが、調査内容に不満だという理由で、代金を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

発注から調査完了までの経緯を「文書」にまとめ、請求書とともに、B社代表者あてに直接郵送してはどうかと助言した。

A社は、B社代表者にあてて郵送したところ、後日、代金の支払いがあった。

### 事例 1 4 代金未払（情報成果物作成委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社からプログラムの作成業務を請け負った。納品したが、代金の一部しか払わない。理由を聞いたところ、他の取引先に支払ってしまったので、何とか工面して払うと言っている。

#### 《助言と解決例》

「債務残高確認書」を作成してもらってはどうかと助言した。

A社は、B社から「債務残高確認書」を書いてもらい、その後、支払ってもらえた。

## 事例 15 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から設計図面の作成を請け負った。何度も設計変更があり図面を納品したが、代金を支払ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（情報成果物作成委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。）や、下請代金法上は、A社に責任がない変更により増加した費用はB社に請求できるので、そのことも踏まえ、B社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

## 事例 16 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から建築設計図面の作成を請け負った。当初は毎月支払いがあったが、その後は、経営状態が悪いからという理由で、催促しても払ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（情報成果物作成委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、遅延利息の支払義務があり、支払が遅れる程、額が多くなるということを材料にして交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金と遅延利息の支払いがあった。

## 事例 17 代金未払（役務提供委託・運送）

### 《相談内容》

A社は、B社から口頭で運送業務を受託した。業務完了後、お金が出来たら払うからと言うばかりで、何度請求しても払ってくれない。

### 《助言と解決例》

支払期限を明記するなど、文書で支払に向けた具体的な請求をしてはどうかと助言した。

A社は、「配達証明付き内容証明郵便」で支払期限を定めた請求をしたところ、B社から返済方法について交渉したいとの連絡があり、「支払計画書」を取り交わし、後日、代金の支払いがあった。

## 事例 18 代金未払（在宅での業務請負）

### 《相談内容》

個人事業者であるAは、インターネットを活用して、パソコンによる在宅での文書入力作業を遠隔地のB社から請け負った。契約書はなく、メールでやり取りしている。

支払日になっても代金の支払いがないので、B社に催促したが、お金がないから払えないと言って、代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

代金の回収は、相手からの回答を待つだけでなく、こちらから仕事を履行したので代金を支払ってほしいと、電話やメール、手紙、文書等で、ねばり強く請求を続けていくことが大事です。

誰から、どういう業務を請け負い、いつ納品したのか、請け負った代金はいくらで、約束した支払日に払われないので、いつまでに支払ってほしいと期限を付けて「文書」（配達されたことを確認したいのであれば配達証明）でB社の代表者に請求してみてもどうかと助言した。

その上で、B社の反応を踏まえ、弁護士無料相談で、今後の対応についてアドバイスを受けてはどうかと助言した。

Aは、助言を踏まえB社に取引状況を記載した「文書」を送付した上で、B社に連絡をとり、ねばり強く交渉を続けたところ、代金の支払いがあった。

### 事例19 代金未払（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事の一部を請け負ったが、お金がないからと言って、工事が終了しても代金を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

「建設業法令遵守ガイドライン」をもとに、B社の支払能力を踏まえて、ねばり強く交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

### 事例20 代金未払（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社から舗装工事を請け負った。工事が終了してもお金がないからと言って、代金を払ってくれない。

最近は電話にも出ないし、会社を訪ねてもつかまらない。

#### 《助言と解決例》

請求書を送りつつ、辛抱強く相手方と会って話し合う努力を続けながら、会った際には代金を払うよう強く交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社の代表者に会って交渉したところ、分割払いで払う約束を取り付け、その後、代金の支払いがあった。



## 事例 2 1 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、元請業者B社から公共工事の一部を請け負った。工事完了後、代金の支払いを求めたが、誠意ある回答もなく、他社に支払ってしまいお金がないと言うばかりで、請求しても払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受けたところ、いきなり訴訟するのではなく「支払なき場合には法的手続きも辞さない」旨の文言を記載した「催告書」を送付した方がよいと思われる、相手方の出方をみてはどうかと助言された。

A社が助言に従い、訴訟も辞さないという強い意志を示して、ねばり強く交渉したところ、B社が折れ、代金を払ってくれた。

## 事例 2 2 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から設備工事を請け負った。代金の一部は払ってくれたが、残りの代金について何度請求しても、払うと言うものの、払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、払うと言っているのだから、支払期限を定めて「文書」で催促してはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社に支払期限を定めて「文書」で催促したところ、残りの代金を払ってくれた。

### 事例 2 3 代金未払（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社から設備工事を請け負った。何度も交渉したが、もう少し待ってくれと言うばかりで、工事代金の一部を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、契約書などの証拠書類を整理し、訴訟提起をすることが考えられると助言された。

A社は、訴訟を提起したところ、B社が和解の意思を示し、一定の金額で和解した。

### 事例 2 4 代金未払（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、一次下請のB社から建設工事の一部を口頭で請け負った。工事が終了し請求すると、理由を言わずに、半額しか払えないという。

#### 《助言と解決例》

減額理由がわからないから強く支払うよう交渉してはどうか。  
状況に応じ元請業者に間に入ってもらい、協議してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえ元請業者に相談し、B社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

## 事例 2 5 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事を口頭で請け負ったが、工事代金を払ってくれない。請求書を送ったが、返事がなく、電話しても出ない。

### 《助言と解決例》

相手方を訪問して、払えない理由や、今後の「支払方法」を話し合っただろうか。状況に応じ「配達証明付き内容証明郵便」で請求するという方法もあると思われると助言した。

A社は、助言を踏まえB社を訪問して交渉したところ、工事代金を支払うことを約束してくれた。

## 事例 2 6 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から住宅の内装工事を口頭で請け負ったが、工事開始前に施主をまじえB社と支払確約を口頭で約束した。工事を完成させたが、代金の支払いがない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、ねばり強く請求することが重要であると助言された。

A社は、ねばり強く請求を続けたところ、代金が支払われた。

## 事例 27 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事の一部を口頭で請け負った。工事終了後電話で請求したが、B社の担当者が辞めたため、契約内容がわからないからと言って工事代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

口約束で依頼された内容や工事の状況を整理して交渉してはどうかと助言した。その上で、証拠資料が乏しい場合に、どのような対応が適当か弁護士無料相談を利用してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社を訪問してねばり強く契約の内容を説明したところ、理解が得られ、代金が支払われた。

## 事例 28 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から外構工事を口頭で請け負ったが、工事が終了しても代金を払ってくれず、反対に、工事に支障を来たしたので損害賠償を請求したいと言われた。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、損害賠償の主張には明確な理由があるとは思われないので、裁判所に調停の申立をしてはどうかと助言された。

A社は、裁判所の調停で、分割払いで和解が成立した。

## 事例 29 代金未払（建設追加工事）

### 《相談内容》

A社は、建設工事の一部を一次下請のB社から受注した。その後、仕様変更により追加工事が発生したにもかかわらず、A社からの請求に対し、追加工事代金の支払いを拒否している。

### 《助言と解決例》

元請業者とA社は契約関係にないが、未払いの追加工事代金について、元請業者から一次下請のB社に対して払うように言ってもらえないかとお願ひしてみるのも一つの方法と思われるかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社が払ってくれない場合は元請業者に相談したい旨を話し、B社と交渉したところ、追加工事代金が支払われた。

## 事例 30 代金未払（建設追加工事）

### 《相談内容》

A社は、配管工事をB社から受注した。その後、B社の仕様変更や工期変更による遅れに伴う追加工事が発生しているため、変更契約書の作成や追加工事代金の請求を行うものの、応じてくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、「配達証明付き内容証明郵便」により、期限を切つて変更後の契約書作成及び増加分の支払いを求める通知を出してはどうか。

期限までに回答がない場合は、本社社長宛に同様の文書を通知するとともに、それでも応じない場合は、法的手続を検討してはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社と何度か交渉したところ、追加工事の代金について対応する旨の回答があった。

### 事例 3 1 代金未払（リフォーム工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社からリフォーム工事の一部を請負った。請負代金は口頭で合意していた。

工事完了後請求書を送ったが、約束した支払期日に支払いがないため、電話で何度も催促したが、顧客から入金があったら払うと言うだけで、最近では電話にも出なくなった。

#### 《助言と解決例》

電話による催促ではがちが明かない場合は、相手方を訪問して請求を行い、支払の約束が得られたら一筆を書いてもらうようにしてはどうかと助言した。どのような一筆がいいかは、事前に、弁護士無料相談でアドバイスを受けるのが適切ですと助言した。

A社は、助言を踏まえB社を訪ね、何度もねばり強く請求したところ、代金が支払われた。

### 事例 3 2 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託し、仕様書通りに作成し納品した。

B社が納入品を他の部品とともに設備に取り付けたところ、部品から異音が発生するとのことで良品に交換したが、その後、多額の損害賠償を請求された。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、納入品と異音との因果関係及び損害賠償請求額の詳細について説明を求めてはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、納得できる額に訂正された。

### 事例 3 3 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から部品の設計・製造を受託した。B社の仕様に基づき設計・製造し納品したが、その後、納入品についてクレームがあった。

A社は、仕様どおりに設計・製造したものであり、クレーム内容は仕様書にないものなので納得できない。B社は、損害賠償請求を示唆している。

#### 《助言と解決例》

仕様どおりに設計・製造し納品したこと、クレーム内容はA社の責めに帰すべきものでないことを資料に基づき説明してはどうか。

もしB社が認めない場合には、損害賠償請求を示唆しているとのことなので弁護士無料相談を利用して対応する方法もあると助言した。

A社はB社を訪問し、関係資料を示し説明したところ、A社に非がないことが認められた。

### 事例 3 4 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から機械製作を請負った。

B社からの材料支給が遅れた上、約束と違う材料が支給された。

約束と違う材料である旨を伝えたが、納期が迫っているので、その材料で製作してよいと言われ、製造したが、B社の顧客からこれでは受け取れないと言われた。今後、損害賠償を請求された場合どうしたらいいか。

#### 《助言と解決例》

B社の指示に従って製作したものであり、A社の責めに帰すべき理由によるものではない旨話し合ってはどうか。B社が認めない場合は、弁護士無料相談でアドバイスを受けてはどうかと助言した。

A社はB社を訪問し、話し合ったところ、A社の主張に理解を示し、再製作について検討していくこととされた。

### 事例35 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から配達業務を請負っている。  
B社から配達業務に手落ちがあったとして、損害賠償の話がきている。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受けたところ、配達業者に手落ちはなく、A社が損害賠償責任を負うことには当たらないとの判断のもと、その旨を「配達証明付き内容証明郵便」で出してはどうかと助言された。

A社は、「配達証明付き内容証明郵便」を送付したところ、話し合いがもたれ、A社に何ら手落ちはなく、損害も発生していないことが認められた。

### 事例36 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から長年にわたり部品製造を受託していた。A社は、B社から増産を指示され、製造ラインを増やした。しかし、1年も経たないうちに発注が減ってしまった。増設費用の支払いができず困っている。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、製造ライン増設の経緯、特に増設はB社から指示されたこと、これまでの発注状況など証拠となる資料を整理して、損害賠償請求も視野に入れながら、交渉してはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえ、B社と交渉したところ、新たな部品の発注を受けることとなった。



### 事例 3 7 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託した。類似の発注内容が同時で、しかも短納期であったため、A社は、別の発注部品を間違えて製造してしまった。

B社は、それに気づかずに検収を行い、部品及び製品の組立・加工を行い、製品を販売した。

販売後、依頼されたものと異なるものであることが判明し、A社に対して、損害賠償を請求してきた。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、発注内容を間違えたA社に責任があるが、B社も検収での見落としという落ち度があることから、負担割合について双方で話し合っはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえ、B社と交渉したところ、検収の落ち度を認め、負担割合について合意された。

### 事例 3 8 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社に衣服の縫製を依頼したが、出来上がった衣服に不具合があり、A社の顧客からキャンセルされてしまった。

そのため、損害賠償について話し合いをしたが、主張が対立している。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、双方の主張が対立しているので、裁判所に調停の申立をしてはどうかと助言された。

A社は、裁判所の調停で、分割払いで和解が成立した。

### 事例 39 代金減額（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から繊維製品の加工を受託した。B社から「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて払うという通知が届き、一方的に承諾を求められ困っている。

#### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」（親事業者が、下請事業者に責任がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、歩引き等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても本法違反となる）のおそれがあることを踏まえ、B社と話し合っはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、歩引きの要請は撤回され、現在も取引が継続している。

### 事例 40 代金減額（情報成果物作成委託）

#### 《相談内容》

A社は、自ら開発試験を行うB社から試験の一部を依頼された。見積書を出し契約金額を合意した上で、B社の仕様書に基づき試験を行い、試験報告書と請求書を提出したが、B社から請求額が高すぎるとして、減額を要請された。

#### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（自家使用情報成果物の作成委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「減額」（親事業者は、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、契約金額通りの支払いがあった。

#### 事例 4 1 代金減額（役務提供委託・運送）

##### 《相談内容》

A社は、B社が製造する食品をデパートの売場に配送する業務を長年にわたり請け負っていた。

B社は、売上が減少したため、配送代金を減額するとして、一方的に減額された代金が支払われた。

##### 《助言と解決例》

下請かけこみ寺のADR（裁判外紛争解決手続）は、裁判と異なり非公開で行われ当事者以外には分からない旨を説明し、ADRの活用を助言した。

A社は、B社にADRで対応する旨を説明した。その後、B社の代表者から支払いに応じるとの連絡があり、代金の支払いがあった。

#### 事例 4 2 代金減額（役務提供委託・運送）

##### 《相談内容》

個人事業者であるAは、運送業者のB社から配送業務を請け負った。発注金額を決めて仕事をしたが、運ぶべき荷物が減少したため、発注金額を減じて代金が支払われた。

##### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（役務提供委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」（親事業者は、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、B社と話し合っはどうかと助言した。

Aは、助言を踏まえB社と交渉したところ、減じた代金を払ってくれた。

### 事例 4 3 代金減額（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社から材料を購入して建築工事を請け負った。材料費と工事代金を相殺し、支払う約束だったが、支払いがない。

#### 《助言と解決例》

下請かけこみ寺のADR（裁判外紛争解決手続）は、裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外には分からない旨を説明し、ADR手続の活用を助言した。

A社は、B社にADRで対応する旨を説明した。その後、B社から分割で支払うとの回答があった。

### 事例 4 4 取引中止（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、製品を生産するための材料をB社から購入しているが、A社の経営が悪化しているとして、急に担当者から取引を止めると言い渡された。

#### 《助言と解決例》

「契約書」の解除条項に該当するものかどうかを確認し、経営状況についてもデータに基づいて説明してみてもどうかと助言した。

A社は、B社に説明したところ、取引を止めることを撤回してくれた。

#### 事例 4 5 取引中止（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託した際、大量に発注するからと言われた。しかし、その後、急に発注を取り消したいと通告された。

##### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、B社のコンプライアンス部門に「文書」で事情を説明してみてもどうかと助言された。

A社は、B社を訪問し「文書」で事情を説明したところ、一定の解約金で解決したいと申し出があった。

#### 事例 4 6 単価引き下げ（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、B社から長年にわたりプリント基板の組立加工を受託していた。B社から加工賃の引下げ要求があり、応じないと取引を中止すると言う。また、金型の長期保管もあり、困っている。

##### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法では、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常に対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めることを禁止しているのを踏まえ、B社と話し合ってみようか。

また、親事業者が自己のために、その金型を下請事業者に無償で保管させると、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあることを踏まえ、B社と話し合ってみようかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、一定の改善が図られた。

#### 事例 4 7 単価引き下げ（役務提供委託・運送）

##### 《相談内容》

A社は、B社から荷物の集配業務を請け負っているが、一方的に集配料を大幅に引き下げられた。

##### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（役務提供委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金の額の決定に当たっては、下請代金法上、下請事業者と十分な協議を行った上で対価を決定することとされているので、例えば、公正取引委員会発行の「ポイント解説下請法」を活用しつつ、B社と話し合ってはどうかと助言した。

A社は、B社とねばり強く話し合いを続けたところ、一定の改善が図られた。

#### 事例 4 8 価格据え置き（売買取引）

##### 《相談内容》

A社は、B社にこの数年間、価格据え置きで商品を販売している。石油価格高騰のため値上げしてほしいと申し出たところ、予算額が決まっているので値上げできないと言われた。

##### 《助言と解決例》

石油製品の高騰分を価格に転嫁できなかった場合、今後の生産活動に支障が出ることや、価格を据え置いた数年間の生産・販売コストを時系列で整理してB社に示し、交渉してみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社に窮状を訴えたところ、一定の改善が図られた。

#### 事例 49 単価見直し（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、B社からプレス加工を受託していた。B社から月々の受注量はこの程度になるという説明を受けて、見積書を提出し、取引していた。

しかし、最近になり、当初の予想に反して大幅に少ない発注数量となったため、単価見直しをお願いしたが、取引先から単価見直しが見込めないので我慢してほしいと言われた。

##### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、当初見積書を提出させた段階より発注数量が減ったにもかかわらず、単価の見直しをせず、当初の見積単価で発注すれば、下請代金法上、買ったたきの問題が生じるおそれがあるので、発注数量を反映した単価見直しについて、B社と話し合ってはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、一定の改善が図られた。

#### 事例 50 給付内容の変更（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、B社から機械製作を請け負った。発注後、委託内容が変更され追加の作業が発生したが、何度請求しても、追加費用を払ってくれない。

##### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、訴訟を前提として「配達証明付き内容証明郵便」で請求してはどうかと助言された。

A社は、「配達証明付き内容証明郵便」により請求したところ、B社から連絡があり、その後、交渉を経て、追加費用が支払われた。

## 事例5 1 給付内容の変更（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から製品製造の依頼があった。作業開始前に、この請負額では費用がまかなえないと言ったところ、金額は後で協議するとのことだった。その後も仕様変更がたび重なり、当初の倍近くの額になってしまった。納品後、請求したが、応じてくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、代金の額は後で協議すると言っているから、かかった費用を「配達証明付き内容証明郵便」で請求してはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえ「配達証明付き内容証明郵便」で請求した上で、B社とねばり強く交渉を続けたところ、かかった費用も含め代金が支払われた。

## 事例5 2 給付内容の変更（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から機械の製作を受託した。製作中に設計変更に伴う仕様の追加があったが、増加した費用を認めてくれない。

### 《助言と解決例》

今後の取引のことも考慮し、増加した費用の明細を示しながら、ねばり強く交渉を続けてみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、一定の増加額で双方が合意できた。



### 事例53 給付内容の変更（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、注文書の発行後に多くの仕様追加があったため、製造途中でB社に追加費用や納期の延期を要求したが、何ら回答もしてくれず、追加費用の支払いを拒否された。

#### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「不当な給付内容の変更」（下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせる指示不明確による不当な給付内容の変更）のおそれがあることを踏まえ、交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、追加費用の支払いがあった。

### 事例54 やり直し（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社が元請業者から請け負った設備工事の一部の製造を請け負い、元請業者の仕様書、図面に基づき製造を行い納品し、受入検査に合格した。

しかし、元請業者の役員の意見により、無償でやり直しをするよう要請された。

#### 《助言と解決例》

元請業者の仕様書、図面どおりに製造を行い納品し、受入検査に合格しているのに、無償でやり直しの仕事を受けることはできない、かかった費用を負担してほしい旨説明し、話し合ってみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社及び元請業者と協議を行い、一定の代金を支払うことで合意された。

## 事例55 受領拒否（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から部品製造を受託しているが、売行き不振を理由に、納期を過ぎても部品を引き取ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「受領拒否」（指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。）のおそれがあることを踏まえ、B社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、部品を引き取ってくれ、代金も払ってくれた。

## 事例56 受領拒否（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から製品の製造を受託した。製品は完成させていたが、生産計画を変更したことを理由に、発注を取り消され代金も支払われない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「受領拒否」（発注の取消しをして、給付の目的物を受領しないこと）のおそれがあることを踏まえ、B社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、製品を引き取ってくれ、代金も払ってくれた。

## 事例 5 7 受領拒否（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託した。

A社は、指定の納期に納品しようとしたが、在庫が残っていることを理由として受領を拒否され、在庫がなくなったら納品するよう言われた。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「受領拒否」（指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。）のおそれがあることを踏まえ、B社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、部品を引き取ってくれ、代金も払ってくれた。

## 事例 5 8 返品（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社からプラスチック部品の製造を受託した。

B社は、納入部品の受入検査を行わないまま、組立作業を行い、不良品を発見したとして返品を行った。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、受入検査を行わない場合には、不良品であっても返品することは、下請代金法で禁止されているので、そのことを踏まえ、B社と話し合ってはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と話し合ったところ、一定の代金を支払うことで合意され、今後は、検査基準を明確にして受入検査を実施することになった。

## 事例59 在庫引き取り（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から部品製造を継続して受注している。一回の注文が大量であり納期確保が困難なので、B社担当者の了解を得た上で、在庫をすることにした。その後、B社から部品はもういらないとされた。在庫保管している分を引き取ってほしいと要求したが、引き取ってくれない。

### 《助言と解決例》

これまでの発注（注文日や納期、数量）状況を記載した「文書」を作成し、あわせて、B社担当者の了解で在庫を持つに至った経緯を整理し、B社に説明してはどうかと助言した。

A社は、B社の代表者に「文書」を持参して状況を説明したところ、その後、在庫分を引き取ってもらえることになった。

## 事例60 納品後の代金の決定（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から製品の製造を受託した。B社は代金の額を定めずに発注し、納品後にA社と協議することなく、従前の単価を大幅に下回る単価で代金の額を決めた。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「買ったたき」のおそれがあることを踏まえ、「下請取引適正化推進講習会テキスト」の【想定される違反行為事例】では、「③納品後の下請代金の決定による買ったたき」としてでは、「親事業者が、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常の見積相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定める場合」が記載されているので、テキストをもとにB社と話し合っはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、一定の改善が図られた。

## 事例6 1 現金払から手形払への変更

### 《相談内容》

A社は、B社から支払方法を現金払から回し手形での支払いにしてほしいと言われたが、資金繰りに影響するので困っている。

### 《助言と解決例》

注文書の支払方法が現金払いという条件で請け負っているので、従来どおり現金払いでお願いしたい旨、交渉してはどうかと助言した。

A社は、B社と交渉したところ、従来どおり現金払いで支払われた。

## 事例6 2 現金払から手形払への変更（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社の下請として月末締め・翌月末銀行振込で製造委託を受けている。しかし、B社から、翌月の支払から120日サイトの約束手形に変更すると一方的な通知が届いた。

### 《助言と解決例》

契約で決まった内容について、一方的に変更することはできず、双方の合意が必要であるから、そのことを主張して話し合いをしてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と話し合いをしたところ、従来どおり現金払いとすることで了解してもらえた。

### 事例63 現金払から手形払への変更（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事の一部を請け負った。B社から資金繰りに困っているのを、現金払から手形払に変更すると一方的に通告された。

#### 《助言と解決例》

「建設業の元請・下請ルール」（下請代金の支払を現金・手形併用払で行う場合には、契約時に当該下請契約に係る労務費相当分を査定し、現金払の割合が少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定）とされているので、工事代金の大半が労務費相当分であり、現金で支払ってほしいと言ってはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、従来どおり現金払いで受け取ることができた。

### 事例64 消滅時効

#### 《相談内容》

A社は、B社から10年以上前に部品加工を受託していた。  
最近になってB社から、有償支給材料代金をもらっていないので支払うよう連絡があった。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、消滅時効の考え方について助言された。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、B社は要求を取り下げた。

## 事例65 その他（売買）

### 《相談内容》

A社は、数年前にB社にソフトを販売したが、購入したソフトが不具合だと言って、何度もアフターサービスの要求がある。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、既に債務の履行は完了しており、アフターサービスは、履行完了後の追加対応となるので、今後は有料になる旨を説明してはどうかと助言された。

A社は、B社に対しその旨を説明したところ、納得してくれた。

## 2. 消費税相談事例

### 事例1 転嫁拒否（減額）のおそれ

#### 《相談内容》

A社は、B社に商品を納品したが、代金支払の段階になり、消費増税分を値引きしてほしいと要請された。

#### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「減額」（合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

### 事例2 転嫁拒否（減額）のおそれ

#### 《相談内容》

A社は、B社から自動車の修理作業を請け負い、作業を終えB社に引き渡した後、消費税込みの修理代金を請求したところ、消費税引上げ分を減じて支払われた。

#### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「減額」（合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。



### 事例3 転嫁拒否（減額）のおそれ

#### 《相談内容》

A社は、発注者、元請業者、一次下請、二次下請、三次下請という取引の流れの中で、二次下請のB社から建設工事の一部を請け負い、目的物を完成して引き渡した後、請求したが、消費税引上げ分を減じて支払われた。

#### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「減額」（合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

### 事例4 転嫁拒否（買ったたき）のおそれ

#### 《相談内容》

個人事業者であるAは、B社に商品を納品したが、B社から、免税事業者だから消費税分を支払わないと言われ、消費税分を支払ってくれない。

#### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、公正取引委員会の「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」では、「免税事業者であっても特定供給事業者に該当するため、特定事業者は免税事業者である納入業者に対しても消費税転嫁対策特別措置法で禁止する消費税の転嫁拒否等の行為を行ってはなりません。特定事業者は、本体価格に消費税を上乗せして対価を定める必要がありますが、免税事業者であることを理由として、消費税を上乗せせず対価を定めたり、仕入れ等の諸経費に係る消費税負担分のみを上乗せして対価を定めたりすることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」に該当し、違反となります。また、消費税を上乗せして対価を決めた後に、納入業者が免税事業者であること

が判明し、それを理由として消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払ったり、当該金額を徴収したりする場合、「減額」に該当し、違反となります。商品購入の要請等の他の消費税の転嫁拒否等の行為についても、同様です。」とあるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例5 転嫁拒否（買ったたき）のおそれ

### 《相談内容》

A社は、B社に商品を納品したが、消費税引上げ分は上乘せしないで欲しいと言われ、消費税分を支払ってくれない。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「買ったたき」（合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例6 転嫁拒否（買ったたき）のおそれ

### 《相談内容》

A社は、B社から工事を請け負い、消費税率が5%から8%に引き上げられたので、消費税率引上げ分を払ってほしいと話したが、引上げ分を支払ってくれない。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「買ったたき」（合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例7 転嫁拒否の有無

### 《相談内容》

A社は、B社に対して、4月以降の取引分は消費税率8%で請求すると説明したところ、消費税率引上げ分の支払いについて難色を示している。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「減額」、「買いたたき」などに該当するかどうかについて、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例8 転嫁拒否（本体価格での交渉の拒否）のおそれ

### 《相談内容》

A社は、B社に対して、4月以降に納品する商品に係る見積書（本体価格及び消費税額を区分けされたもの）を提出したが、B社から（本体価格及び消費税額を含めた）総額での見積書を提出するよう求められている。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「本体価格での交渉の拒否」のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例 9 価格の表示

### 《相談内容》

商品の値札を税抜価格で表示したいが、その際の価格の表示についての注意点を教えてほしい。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法では、事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないとしているが、消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じることを求めているので、価格の表示が税抜価格であることが明確に理解できるものになっている必要があります。

表示方法の具体例については、中小企業庁版「消費税転嫁万全対策マニュアル」<sup>(注)</sup>に掲載されていますので、参考にしてください。

また、個々の値札における税抜価格での表示については、消費者庁に具体的にご相談ください。

(注) <http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131225syoughizei.htm>

## 事例 10 消費税率の経過措置

### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事を請け負った。

契約締結日は平成25年10月以前であり、平成26年4月以降に引渡し  
の予定だが、適用される消費税率は何%になるか。

### 《助言》

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事に  
係る請負契約に基づき、平成26年4月1日以後に引き渡すものについては、  
経過措置として改正前の消費税率（5%）が適用されます。

なお、個々の事案につき、消費税率の経過措置に該当するかどうかについ  
ては、最寄りの税務署に具体的にご相談ください。

### 3. 原材料・エネルギーコスト増に関する相談事例

#### 事例1 コストダウン要請（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、一次下請のB社から長年にわたり機械部品の製造を受託していた。B社から、原材料が値上がりしているが、元請業者からコストダウンの要請があったので協力してほしいという打診があった。

##### 《助言》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、平成26年10月2日付けで出された経済産業大臣名の「原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について」や、同年10月31日付けの経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による「下請取引の適正化について」などの文書を活用しつつ、B社とねばり強く交渉されてはどうですか。

#### 事例2 価格交渉（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、B社から金属製品の製造を受託した。円安に伴う原材料価格高騰のため価格引き上げをお願いしているが、B社からは、その前に不良品を発生させないよう改善してほしいと言われている。

##### 《助言》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、現在の状況は価格交渉の段階であり、相手方が協議もせず一方的に価格を据え置いて発注してきているわけではないので、相手方と話し合える環境を整えることが大切です。

まずは、不良品を発生させないよう改善してほしいという相手の要望への対応策を講じられてはどうですか。

その上で、原材料価格高騰のための価格引き上げについては、市況データ等の客観的なデータに基づき話し合いをされてはどうか。

その際、平成26年10月2日付けで出された経済産業大臣名の「原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について」や、同年10月31日付けの経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による「下請取引の適正化について」、公正取引委員会発行の買ったたきについてわかりやすく解説したパンフレット「ポイント解説下請法」などの文書を活用しつつ、B社とねばり強く交渉されてはどうか。

### 事例3 単価引上げ要求（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から長年にわたり部品の製造を受託していた。

A社は、B社の指定した原材料を使用しているが、原材料価格が高騰しているため、見積書を提出して、単価引上げを要求している。

しかし、B社は、原材料価格が高騰していることをわかっているのに、価格交渉に応じてくれない。

#### 《助言》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「買ったたき」には、親事業者から下請事業者に対して、使用することを指定した原材料の価格が高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から、従来単価のままでは対応できないとして単価の引き上げを求められたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことも含まれるため、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 4. 移動弁護士無料相談活用事例

### 事例1 代金未払（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、B社と売買契約を結んで納品したが、特に理由も言わず、代金の一部しか払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

移動弁護士無料相談会の弁護士から、B社とは連絡も可能で、話し合いができる状態にあるので、理由を確認し、特に理由がないのであれば、残金の支払いを求めるための、交渉をしたらよいのではないかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、残りの代金が支払われた。

### 事例2 代金未払（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から機械の製作を受託した。

B社の指示通りに製作して納品したが、売行き不振を理由に、代金を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

移動弁護士無料相談会の弁護士から、まずは請求書を出した上で、B社の資金繰りを踏まえて、よく話し合ってはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社とねばり強く交渉したところ、支払うことで話し合いがついた。

### 事例3 代金未払（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社から建築工事を請け負った。

工事完了後、何度も電話で催促したが、取引先から代金がもらえないとの理由で、工事代金を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

移動弁護士無料相談会の弁護士から、電話のような口頭での催促だけでなく、「内容証明郵便」などの文書で請求してみてはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社に「内容証明郵便」で催促したところ、代金の支払いがあった。



## 5. ADR 活用事例

### 事例1 代金未払（製造委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から機械装置の製作組立を請け負い納品したが、不具合があるとの理由で、代金300万円の支払いを留保されている。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、不具合はA社に責任があると主張した。

不具合の責任について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い、3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として200万円を分割払いで支払うことで、和解が成立した。

### 事例2 代金未払（製造委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から部品加工を請け負ったが、発注指示内容が明確でなかったため、加工費用が30万円になった。

B社に、かかった費用を請求したが、払ってもらえない。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、B社の指示通りに作業しなかったため高くなったと主張した。

加工に要した費用の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が解決金として20万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例3 代金未払（情報成果物作成委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から情報システム開発の内示を受け作業を開始し、成果物及び代金300万円の請求書を送付したが、B社は、顧客から発注をキャンセルされたことを理由に、支払いに応じようとしなない。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、あくまで内示であって正式な発注はしていないと主張した。ただし、B社は、A社が情報システム開発を実施したことは認めており、成果物も受領している。

内示が実質的な開発指示となるかどうか争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が解決金として190万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例4 代金未払（情報成果物作成委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社からサイト作成を請け負い代金410万円を請求したが、納期が遅れたこと及び当初契約額を大幅に上回った請求額であることから、支払いを留保されている。

A社は、納期遅延及び当初契約額を大幅に上回った原因は、作業開始後にB社から追加作業の依頼があったためとしている。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、追加作業の依頼をしたわけではなく、それらは当初契約の内容に含まれる作業を依頼したものにとすぎないと認識している。

しかし、A社が行った追加作業分については相応の代金を支払う意思はあるが、作業段階で見積修正などの連絡がなく、増額された金額を提示されたのは作業終了後であり、増額があまりに高すぎると主張した。

追加作業は当初契約に含まれるものかどうか争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として250万円を支払うことで、和解が成立した。

#### **事例5 代金未払（建設工事）**

##### **《申立内容》**

個人事業者であるAは、B社から請け負った2ヶ所の建設工事代金の残金150万円について、何度も請求したが、払ってもらえない。

##### **《主張と解決例》**

Aの申立に対してB社は、2ヶ所の工事を発注した事実は認めるが、1ヶ所の工事代金は合意した単価より高い請求額であること、もう1ヶ所は過払いであったため、計90万円が代金額であると主張した。

合意した単価かどうかと過払い分が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として120万円を支払うことで、和解が成立した。

#### **事例6 代金未払（建設工事）**

##### **《申立内容》**

A社は、B社から建築工事の一部を工事代金を決めずに請け負い、工事終了後、自社の積算に基づき300万円を請求したが、請求額が高いとの理由で支払いを渋っている。

##### **《主張と解決例》**

A社の申立に対してB社は、当社の積算に比べて請求額が高いと主張した。

請負代金の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月の調停を経て、B社が請負代金として220万円の支払義務があることを認めることで、和解が成立した。

## 事例7 代金未払（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から建設工事を請負った。工事終了後、請負代金300万円を請求したが、払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、請求金額が高いと主張した。

請負代金の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として200万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例8 代金未払（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から建設工事を請負った。工事終了後、請負代金200万円を請求したが、払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、契約成立に疑問があると主張した。

契約成立の有無について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として200万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例9 代金未払（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から建設工事を請負った。その後、追加工事を依頼され見積書を提出した。追加工事終了後、追加工事代金として100万円を請求したが、払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、追加工事代金の金額について承認していないと主張した。

追加工事代金の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月の調停を経て、B社が和解金として80万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例10 損害賠償（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から自ら使用する宣伝用製品を受注し、納品した。B社が検査したところ、納品物の一部に不良品があった。検査結果や被った損害について話し合ったが、解決することができず、代金450万円が未払いとなっている。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、抜取検査で納品物の一部に不良品があったので全品検品を行った。検査費用や不良品分について、自社で製造し直したことから、多額の損害を被ったと主張した。

不良品発生にともなう追加の検査費用や自社で製造した費用が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として300万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例 1 1 損害賠償（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から金属加工を継続して請け負ってきた。ところが、B社は単価の大幅引き下げを要求してきたため、採算割れになるから要求は飲めないと言うと、一方的に契約を解除された。

B社との話し合いを求めたが応じてくれないため、一方的な契約解除に伴って発生した500万円の損害賠償を請求する。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、採算悪化のため価格協力をお願いをしたものであり、協議しても合意に至らなかったため、やむを得ず契約解除したものであるため、損害賠償請求には応じられないと主張した。

損害賠償の可否が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として150万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例 1 2 損害賠償（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から製品企画の相談を受け提案を行った。その後、B社から製品企画は取りやめになったと連絡してきた。

A社は、提案の作業に要した費用として100万円を請求したが、払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、企画段階の相談であり契約は成立していないと主張した。

作業費用の支払いについて争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月の調停を経て、B社が和解金として50万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例 1 3 損害賠償（役務提供委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から旅行に係る手配業務を受託したが、代金50万円の支払いをしてくれない。

A社は、B社の指示通り手配したので、自らに責任はないと申立てている。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、顧客と契約した条件と一部異なる内容でA社が手配しており、B社が顧客に支払った解決金はA社が負担すべきであると主張した。

指示通りの手配であったかが争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月半の調停を経て、B社が和解金として40万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例 1 4 損害賠償（役務提供委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から請け負ったメンテナンス業務について、作業ミスによって損害が発生したとして、50万円の損害賠償を請求された。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、作業内容を確認する責務はあったが、損害賠償請求額は実費だけであると主張した。

損害額の負担割合が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、A社が和解金として20万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例 15 代金減額（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から内装工事を請け負った。B社の指示通りに工事を完了し引き渡したにもかかわらず、一方的に施工ミスがあったとして請負代金600万円から100万円を減額された。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、当社の指示と違っており施工ミスはA社にあると主張した。

施工ミスがあったかどうか争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月の調停を経て、B社が和解金として更に70万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例 16 給付内容の変更（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から部品の製造を請け負った。作業途中で仕様内容の変更を口頭で指示されたが、増加費用70万円を支払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、仕様内容の変更は当初の請負代金に含まれると主張した。

仕様内容の変更に伴う増加費用の負担が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として30万円を支払うことで、和解が成立した。



## 事例 17 在庫品の引き取り（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から継続的に受注していた部品製造について、一方的に製造を中止し他社へ発注すると言われ、在庫品が発生してしまった。

B社に在庫品の引き取り及び代金190万円の支払いを求めたが、条件が折り合わない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、在庫分については正式発注したものではないので、責任を負うものではないと主張した。

在庫品の引き取り金額が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として160万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例 18 契約解除（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から縫製作業を請け負ったが、短納期であったため、納期が少し遅れる旨を事前にB社に連絡し、B社の了承を得ていた。

縫製作業が完了したので納品しようとしたところ、B社から「納期の遅れ及び形状が違っていたため販売時期をのがした」として契約解除を通知された。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、納期の遅れ及び仕様内容と異なる形状の納品物であったため、販売時期をのがしたものであると主張した。

納期変更と仕様通りの形状かどうか争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月半の調停を経て、B社が和解金として90万円を支払うことで、和解が成立した。

## 6. 感謝の声

### 【相談員関係】

(1) かけこみ寺があることを知らず、これまで困っていたこともあり、今回利用させていただき非常に助かった。

(2) 相談員が、とても迅速に対応していただき、感謝しています。

(3) 相談員が、親身になって相談に乗っていただいたおかげで、適切な対処を取ることができ、問題解決に至った。感謝しています。

(4) 相談するまでは敷居が高い感じがしたが、相談してみても親切に対応してもらい印象が変わりました。

(5) 相談員に、やり場のない怒りや愚痴などを聞いてもらえただけでも気持ちがおさまったので感謝する。

(6) 下請事業者だが、いままでは、問題が生じた時、泣き寝入りすることがほとんどだった。今回、かけこみ寺を利用し、相談していく中で私たちのような下請の気持ちを理解してもらっているなあと感じ、またがんばって交渉して行こうという気持ちになった。今後も必要なときには相談したいので、よろしく願いしたい。

(7) この度は、大変お世話になった。これからも下請事業者への相談を続けて欲しい。下請は困っている。

(8) かけこみ寺に電話し、相談に乗ってもらったが、長時間にわたり、丁寧に対応をしてもらい、すぐに弁護士無料相談の手配までしてくれて、感謝している。

(9) 法律的な知識がなく、どうしたらいいか困っていた折り、相談員が、親身になって私の話を聞いてくれ、次第に不安が払しょくでき、とても感謝している。

(10) 相談員が、とても親身になって相談に応じてくださり、非常に心強く感じました。

(11) 相談員が、とても親身な対応で話を丁寧に聞いてくださり、大変助かりました。

(12) 相談員が、親身になって相談に乗ってくれ、とても感謝している。もっと早くかけこみ寺を知りたかったと思います。

(13) 相談員が、親身になって話を聞いてくださり、問題が解決でき、大変感謝している。

(14) 相談員が、相談に親身になって対応し助言してくれたおかげで、これからの道筋が見えてきたように思う。

(15) 私ども中小企業の悩みを親身になって相談に乗ってくださり、相談員にはとても感謝している。

(16) 相談したことで解決へ向けて一歩前進でき、助かりました。もっと早く相談すればよかったと思いました。

(17) 1人でずっと悩んでいましたが、悩みをよく聞いていただき、アドバイスを受けたことで、とても気が楽になりました。

(18) ひとりでどうしてよいかわからず途方に暮れていた中で助けていただき、とても心強かったです。ありがとうございました。

(19) 相談に乗っていただき、ありがとうございました。トラブルになったのも相手方の問題もありますが、私にも至らぬ点があったためかと思います。今後は、トラブルにならないよう、心がけていきます。

(20) かけこみ寺に相談したおかげで窮地を救っていただけました。国の制度に感謝するとともに、親切に相談に乗っていただいたことを感謝します。これからもトラブルで困っている人たちを助けてあげてください。

(21) 相談員の助言をもとに、ねばり強く交渉したところ、相手方から支払いの「確約書」をもらうことができた。最初のころ、全く払わないと言われた時を思えば、問題が解決の方向に向けて前進したと感じている。

(22) 支払いが滞っている相手先のことで相談した。双方の資本金が1,000万円なので「下請代金法」の適用はない中で、当社の状況に応じた代金回収方法を教えてもらえた。中小企業同士の支払遅延が多いと思う。このようなことで困っている会社も多いと思うので、中小企業の方にこういう場所があることを知って欲しい。

(23) おかげで約束通りの金額で代金を払ってもらえました。これも相談員からいただいた助言のおかげです。穏やかな気持ちで仕事に取り組みます。

(24) 相手方から代金の支払いはできないと言われ、頭がパニック状態になっていた。相談員が、冷静に状況を聞いてくれ、具体的なアドバイスをしてくれた。おかげで無事支払いがあり、大変感謝しています。

(25) 代金が未払い状態で困って相談したところ、相談員から、相手方の代表者にいままでの経緯等を文書で説明してみたらどうかとアドバイスをいただき、代表者の理解が得られ、未払代金が全額支払われた。大変感謝しています。

(26) 相手方の発注後の仕様変更により費用が増加したが、当初の代金しか払えないと言われた。相談員が、状況を丁寧に聞いてくれ、かかった費用の証拠資料を付けて、ねばり強く交渉してはどうかと助言された。その結果、費用の支払があり、大変感謝しています。

(27) 取引中止により倒産の危機にあったのですが、相談した結果、相手方が、取引の継続を保証してくれ助かりました。感謝しています。

(28) 突然の取引中止通告で頭がパニックになっていたところ、相談員が、冷静に状況を把握し、相手方が、取引基本契約書に違反しているのではないかとアドバイスしてくれた。お陰で早期解決できて大変感謝している。

(29) 石油製品等の高騰のため、助言をもとに、生産・販売コストを精査し、相手先に窮状を訴えた結果、価格アップに結びついた。

【相談員関係（主に下請代金法関係）】

(1) 「下請法」を知らず、親企業の言いなりになっていましたが、丁寧に「下請法」を説明していただいたので、今後の交渉に役立てたいと思います。

(2) 相談員から、「下請法」の内容について丁寧にアドバイスを受け、親事業者と協議した結果、いままで通りにすると言われました。親切なアドバイスに、大変感謝しています。

(3) 相談員から、「下請法」の内容についてアドバイスを受け、親事業者と交渉したところ、支払いがありました。感謝しています。

(4) 相談員から、「下請法」や民法のアドバイスを受け、ねばり強く交渉したところ、円満に和解ができました。

(5) もっと早くかけこみ寺を知りたかった。「下請法」を理解していたら、このような問題は起きなかったと思います。相談員の親身な対応に、大変感謝している。

(6) 相談により相手方に「下請法」違反のおそれのある行為が多くあることが分かり、また細かな問題点も教えてもらったので、自信を持って相手方と交渉することができた。その結果、相手方も非があることを認め、無事解決することができた。

(7) 大手企業との下請取引に際して、委託内容や手形サイトなどの取引条件に納得できない部分があったため、相談したところ、相談員から、懇切丁寧に時間をかけて「下請法」の内容や交渉方法のアドバイスがあり、大変参考になりました。今後の交渉に活かしていきたいと思います。

(8) 取引当初から協力金を要求され従ってきたが、経営状況が厳しくなったため、なんとか打開できないかと思い相談した。相談員から、「下請法」のテキストに基づき丁寧にアドバイスをいただき、さらに、交渉に際しては、こじれないように、慎重に、ねばり強く対応してはどうか、また、必要に応じ、弁護士無料相談も利用できると助言され、気が晴れました。

## 【弁護士無料相談関係】

(1) 問題が起きたとき、傷が浅いうちに法律の専門家に相談することが解決の近道であり、素人ができることは限られているのだということを、あらためて気づかされました。

(2) 紛争の初期の段階で、法律の専門家のアドバイスを聞いたことはよかったです。

(3) 契約上の法律的な問題について、弁護士に相談できて非常に安心できました。

(4) 取引上の紛争の分からない点や不安に思っていた内容について、弁護士に親切に教えてもらえた。

(5) 急ぎの相談をお願いしましたが、相談員が、速やかに手配してくれ、弁護士から、適切なアドバイスをいただき、事態の推移に応じた対応策が考えられるようになった。

(6) 弁護士無料相談制度は、個人事業主にとって、精神的な面でも、また費用の面でも、大変助かる。

(7) 零細企業の相談に丁寧に対応していただき、ありがとうございました。弁護士無料相談で、契約上の法律的な面のアドバイスをいただき、自信を持って相手方と交渉していける。

(8) 小企業で法律知識が少ない弊社にとって大変助かった。弁護士無料相談で弁護士が丁寧に教えてくれ、大変感謝している。

(9) 大変心強くありがたい制度だと思う。相談内容によって、弁護士無料相談を紹介してもらえるというのは、相談者にとって安心感につながる。今回お世話になった弁護士は建設業にも詳しく、適切なアドバイスをしてくれた。相談員の対応も、相談者の緊張感を和らげてくれるものであり、感謝している。

(10) 「下請かけこみ寺」の存在を知って、とりあえず電話相談をしたところ弁護士無料相談という機会を設けていただき、結果的には、訴訟も起こすことなく、問題を解決することができた。

今後は、何か困っている近場の中小企業の仲間にもすすめたい。

(11) 弁護士無料相談を受けたが、丁寧に対応してもらい、とても参考になった。もっと早く相談に来れば良かったと思う。適切なアドバイスに感謝している。何かある場合はまた相談にのって欲しい。

(12) 弁護士無料相談を受け、適切な助言に感謝している。このような弁護士には今まで会ったことがない。

(13) 相談員の親身な対応や弁護士無料相談での適切な助言に大変感謝している。かけこみ寺を知らない多くの方がかけこみ寺のことを知ったらよいと思います。

(14) どのように対応したらいいか分からないで、時間ばかり経過したが、かけこみ寺の弁護士無料相談で、親身になってアドバイスをいただき、相手との交渉について自信を持って行うことができ、感謝している。

(15) 法的な知識がなくどうしたらいいか途方に暮れていたが、弁護士無料相談で法的な面で適切なアドバイスを受けることができ、自信を持って相手方と交渉することができた。

(16) 法的な知識が乏しいため、弁護士無料相談で誠意あるアドバイスをいただけたことはありがたかったです。法的な根拠を心得て相手方と話し合いができることは心強いです。

(17) 相談員が、面談の折りに、錯綜していた相談内容を整理してくださり、それを踏まえて弁護士無料相談を受けたところ、適切なアドバイスを受けることができました。



(18) 相談員が複雑な相談内容を丁寧に整理してくださり、弁護士無料相談でも適切なアドバイスを受け、大変感謝しています。

(19) こちらの話を聞いてもらえず、困り果てていたところ、弁護士無料相談を利用させていただき、弁護士から相手方への具体的な対応の仕方をアドバイスされ、自信を持って交渉できました。

(20) かけこみ寺の相談員や弁護士無料相談で教えてもらった法律的な知識や交渉方法が、大変役立ちました。

(21) 相手方への対応でノイローゼ気味になっていたが、相談員の暖かい励ましや弁護士無料相談での適切な助言のおかげで、問題が解決できました。

(22) 相談していく中で、下請代金法の適用範囲や調停（ADR）についても教えてもらい勉強になった。弁護士無料相談も大いに助かった。今後の参考となり、感謝するばかりだ。

(23) 弁護士無料相談を受け、弁護士の的確なアドバイスにより、代金回収ができた。これも相談員が親身になって段取りしてくれたおかげであると感謝している。

(24) 他の機関で法律相談を受けたが、納得のいくアドバイスを受けられなかった。そのため、かけこみ寺に連絡したところ、弁護士無料相談ができると言われ、相談員が、相談概要を事前に弁護士に伝えていただけたことから、詳しいアドバイスが得られ、納得することができた。

(25) 代金未払問題について他機関に足を運び、また他機関に電話で相談して話を聞いてもらったが、なかなか解決の糸口が見出せなかった。そんな時、かけこみ寺を知り、相談員に親身に話を聞いてもらい、事情をまとめ、弁護士に取りつぎをしてもらい、弁護士無料相談を実施してもらった。本当に救われる思いだった。あきらめずに相談に行ったら良かった。

(26) 建設業者で相談する場所がなかったが、相談員が、速やかに対応してくださり、弁護士無料相談で適切なアドバイスを受けることができ、とても感謝している。

(27) 工事代金が未払いとなり、弁護士無料相談を受けたところ、実際にかかった工数が明確なので、請求できるとのアドバイスをもらった。これをもとに相手方に請求したところ、納得できる支払いを受けることができた。

(28) 公共工事を下請負したが、口頭契約で工事を行った。工事終了後、集金に行ったところ、理由も言わず、半額しか払えないと言われた。弁護士無料相談を受け、減額理由がわからないので強く支払いを求めていくよう助言され、交渉したところ、相手方の態度が変わり、納得する金額で解決できた。

(29) 納品した製品の不具合の問題について、満足・円満な形で妥結することができた。相談員ならびに弁護士無料相談では、親身になって相談に乗っていただき、アドバイスを踏まえて、誠実に辛抱強く交渉を続けた結果引き出せた譲歩だと思う。

(30) 納品した製品に瑕疵があるため、代金を払ってもらえない問題で、どう対処したらいいか困っていたが、弁護士無料相談で、交渉に当たっての具体的なアドバイスを受け、自信を持って交渉できる。大変助かりました。

(31) 相手方から、損害賠償請求の話が出た時は、途方に暮れたが、弁護士無料相談で、対応方法について助言をもらい、相手方と臆することなく交渉ができ、感謝している。

(32) 配達業務の契約解除について、相談員及び弁護士無料相談でアドバイスを受け、無事円満に契約解除できた。これもひとえにアドバイスをいただいたおかげです。

(33) 5年以上も前の債務について通知があり、弁護士無料相談を受けたところ、弁護士から、消滅時効が援用できるとアドバイスをいただき、安心した。

## 7. 下請かけこみ寺一覧

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

消費税転嫁に  
関するご相談



**0120-300-217 (通話料無料)**

その他ご相談



**0120-418-618 (通話料無料)**



※携帯・PHSからもご利用になれます。

【受付時間】平日9:00~12:00/13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)  
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(公財)北海道中小企業総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北1条西2-2 経済センタービル9階	011-232-2408
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-775-3234
(公財)いわて産業振興センター	020-0857	盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3822
(公財)みやぎ産業振興機構	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階	022-225-6637
(公財)あきた企業活性化センター	010-8572	秋田市山王3-1-1 秋田県庁第2庁舎2階	018-860-5623
(公財)山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラルビル13階	023-647-0662
(公財)福島県産業振興センター	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま内	024-525-4077
(公財)茨城県中小企業振興公社	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	321-3226	宇都宮市ゆいの社1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2604
(公財)群馬県産業支援機構	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2階	027-255-6504
(公財)埼玉県産業振興公社	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階 私書箱84号	048-647-4086
(公財)千葉県産業振興センター	261-7123	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階	043-299-2654

(公財)東京都中小企業振興公社	101-0025	千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎	03-3251-9390
(公財)神奈川県産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル内	045-633-5200
(公財)にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9階・10階	025-246-0056
(公財)長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里 1-18-1 長野県工業技術総合センター 3階	026-227-5013
(公財)やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨内	055-243-8037
(公財)静岡県産業振興財団	420-0853	静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4階	054-273-4433
(公財)あいち産業振興機構	450-0002	名古屋市中区名駅 4-4-38 ウイックあいち(愛知県産業労働センター)内	052-715-3069
(公財)岐阜県産業経済振興センター	500-8505	岐阜市藪田南 5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館 10階	058-277-1092
(公財)三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町 1-891 三重県合同ビル 5階	059-228-4355
(公財)富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田 527 番地 情報ビル内	076-444-5622
(公財)石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館内	076-267-1219
(公財)ふくい産業支援センター	910-0296	坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 福井県 産業情報センタービル 3F・4F	0776-67-7426
(公財)滋賀県産業支援プラザ	520-0806	大津市打出浜 2-1 コロボしが 21 2階	077-511-1413
(公財)京都産業 2 1	600-8813	京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	075-315-8590
(公財)奈良県地域産業振興センター	630-8031	奈良市柏木町 129-1 奈良県産業振興総合センター内	0742-36-8312
(公財)大阪産業振興機構	577-0011	東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイションコア東大阪内	06-6748-1144
(公財)ひょうご産業活性化センター	651-0096	神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル 6・7階	078-230-8081
(公財)わかやま産業振興財団	640-8033	和歌山市本町 2-1 フォルテリゾマ 6階	073-432-3412

(公財)鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南 7-5-1	0857-52-6703
(公財)しまね産業振興財団	690-0816	松江市北陵町 1 番地 テクノArkしまね内	0852-60-5114
(公財)岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀 5301 テクノポート岡山内	086-286-9670
(公財)ひろしま産業振興機構	730-0052	広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ内	082-240-7704
(公財)やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町 1-10 NPYビル10階	083-922-9926
(公財)とくしま産業振興機構	770-0865	徳島市南末広町 5-8-8 徳島経済産業会館内	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	761-0301	高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-868-9904
(公財)えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町 337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1102
(公財)高知県産業振興センター	781-5101	高知市布師田 3992-2 高知県中小企業会館2階	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	812-0046	福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-6680
(公財)佐賀県地域産業支援センター	849-0932	佐賀市鍋島町大字八戸溝 114	0952-34-4416
(公財)長崎県産業振興財団	850-0862	長崎市出島町 2-11 出島交流会館6・7階	095-820-8836
(公財)くまもと産業支援財団	861-2202	上益城郡益城町田原 2081-10 熊本県テクノポリスター内	096-289-2437
(公財)大分県産業創造機構	870-0037	大分市東春日町 17-20 ソフトパークセンタービル内	097-534-5019
(公財)宮崎県産業振興機構	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	892-0821	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館2階	099-239-0260
(公財)沖縄県産業振興公社	901-0152	那覇市小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター4階	098-859-6237
(公財)全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部	104-0033	東京都中央区新川 2-1-9 石川ビル2階	03-5541-6655